

禁止メモ廷法弱い根拠

東京地裁は十日、「法廷でのメモ禁止は違憲」との訴えを棄却した。裁判の公開原則や表現の自由が絡むだけに論議を呼びそつた。(22面)

社会部 五阿弥 宏安

裁判を傍聴した人なら、存じだろうが、法廷の入り口には傍聴人への注意事項が掲示され、写真撮影や録音とも

記憶よりも正確な記録 公正な裁判確保に貢献

にメモの禁止が記されている。裁判所法七一条で、「裁判長は法廷の秩序維持のために必要な処置をとれる」(法廷警察権)と定めており、メモがとれるのは写真撮影や録音と同様、裁判長の許可があった場合だけとされている。

東京地裁の場合、日本新聞協会加盟の新聞社、放送局の記者に対しては報道の自由

を尊重して、腕章着用の上メモを認めている。しかし、一般傍聴人のメモは申請しても許可になった例はない。

五十六年三月、衆院法務委員会で答弁を求められた当時の最高裁判事局長は「憲法八一条の保障する裁判の公開と

一般的にメモの弊害として、①証人への心理的圧迫になり、自由な証言が得られにくくなる②審理の内容が不正に外部に伝わったり、悪用されたりして公正な裁判が阻害される③法廷の静謐(せいひつ)が保てない――などが

指摘されている。しかし、裁判がもとと公開の法廷で行われ、証人も関係者の面前で証言せざるを得ないことを考えれば、メモがとる心理的圧迫になるの

にしても、単に記憶するよりもメモをとった方が正確と考えるのが常識だろう。憲法が裁判の公開を保障しているのは被告の人権を守る

ことにも、国民の監視や批判を通じて公正な裁判を確保するためである。この趣旨に照らせば、今回の「傍聴の自由は(見、聞かぬ)五

感で認識できれば必要十分という判断には疑問が残る。これと同じ問題が法廷内の写真撮影だ。現在、日本新聞協会が最高裁に規制緩和を要望しているが「開かれた司法」の実現をめざして、裁判所のより柔軟な対応を望みたい。